

◎新潟県告示第933号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 阿賀野川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

五泉市地内の馬下橋左岸橋詰めを起点とし、国道290号線を西に進み、市道猿和田笹堀線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、県道馬下論瀬線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道清瀬上郷屋1号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道清瀬上郷屋線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道上郷屋清瀬川原線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、阿賀野川左岸堤防に至り、同堤防を下流に進み、県道白根安田線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、安田橋右岸橋詰めに至り、さらに阿賀野川右岸堤防を上流に進み、市道原町新保赤坂線との交点に至る。ここから同市道を東に約1.9キロメートル進み、渡場地内で作業道路の交点に至り、同作業道路を東に約450メートル進み、阿賀野川右岸の新江用水の取水口に至る。ここから同川右岸を上流に進み、藤戸川落ち口を経て、落ち口真上の国道49号線を南東に進み、国道290号線の馬下橋下に至る。ここから同国道を南西に進み、馬下橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

458ヘクタール

(4) 存続期間

平成29年11月15日から平成39年11月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 町屋特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

五泉市町屋地内の堂乃橋西詰を起点とし、県道下戸倉五泉線を西から南に進み、町屋大橋東詰との交点に至る。ここから同県道を南に進み、六条橋東詰に至り、さらに県道新関橋田村松線を南に進み、農道中名沢線との交点に至る。ここから同農道を西に進み、中央管理橋を渡り、辻川の橋の西詰に至る。ここから辻川沿いの左岸道路を北に進み、県道新関橋田村松線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、辻川沿いの左岸道路との交点に至る。ここから同左岸道路を北に進み、さらに能代川沿いの左岸道路を北に進み、市道町屋大沢線との交点に至る。ここから新西大橋を渡り、同市道を北西に進み、市道新保本線との交点に至る。ここから旧能代川の跡地を北東に進み、荘之江川との交点に至る。ここから同川を北東に進み、さらに荘之江川幹線排水路沿いに南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

65.9ヘクタール

(4) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 加茂川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南蒲原郡田上町大字保明新田地内の主要地方道新潟小須戸三条線保明大橋東詰を起点とし、ここから主要地方道村松田上線を南に約100m進み、町道坂田保明線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、国道403号との交点を経て、市道加茂川右岸線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、国道403号との交点を経て、JR信越本線の軌道をくぐり、さらに同市道を東に進み、市道八幡秋房線との交点に至る。ここから同市

道を東に約50m進み、八幡橋北詰で市道小貫駒岡線堤外線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、加茂市小貫地内で市道八幡猿毛線との交点に至り、同市道を南に進み、猿毛橋東詰で市道猿毛堤外線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、日吉橋東詰に至り、さらに加茂川右岸堤防を上流方向に進み、国道290号との交点に至る。同国道を南西に進み、主要地方道長岡栃尾線巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を加茂川に沿って下流方向に進み、JR信越本線の軌道を越えて国道403号との交点に至り、同国道を北東に進み、加茂川橋西詰で市道駅前加茂新田線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、国道403号との交点を経て保明大橋西詰に至り、同橋東詰を結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

131ヘクタール

(4) 存続期間

平成29年10月15日から平成39年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 長岡中央特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

長岡市大宮町地内の信濃川に架かるフェニックス大橋東詰を起点とし、ここから同橋を渡り橋の西詰めに至る。ここから渋海川左岸堤防及び信濃川左岸堤防を下流に進み、藤沢町地内の信濃川に架かる蔵王橋西詰めに至り、同橋を渡り橋の東詰めに至る。ここから信濃川右岸堤防を上流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

576ヘクタール

(4) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 新道特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

柏崎市新道地内の折橋東端を起点とし、鵜川右岸堤防（河川管理用通路）を南（上流）に向かって進み、御幸橋北端、小倉橋東端、諏訪橋東端を経て新諏訪橋東端に至る。ここから同橋を渡り、鵜川左岸堤防（河川管理用通路）を北（下流）に向かって進み、諏訪橋西端、小倉橋西端、御幸橋南端を経て折橋西端に至る。ここから同橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

8.6ヘクタール

(4) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器